

## 社会福祉法人実窓寺福祉会 理事・監事の報酬及び旅費規定

第1条 この規定は、社会福祉法人実窓寺福祉会の理事及び監事（以下「役員」という。）の職にある者に対し、支給する旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定の実施に関し必要な事項は、社会福祉法人実窓寺福祉会旅費規定（平成7年4月1日制定）の規定を準用する。

第3条 役員が出張した場合の旅費の額、役員が理事会及び法人の監査等のために出会した場合の日当の額は、別表第1により支給する。

### 附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年6月17日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

別表第1

費用 役職	理事会 日 当	出張旅費 及び日当	監査出会日当
理 事	6,000	10,000	10,000(半日は5,000)
監 事	6,000	10,000	10,000(半日は5,000)

# 社会福祉法人実窓寺福祉会

## 評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び旅費規定

第1条 この規定は、社会福祉法人実窓寺福祉会の評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」)の職にある者に対し、支給する旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定の実施に関し必要な事項は、社会福祉法人実窓寺福祉会旅費規定(平成7年4月1日制定)の規定を準用する。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任に係る会議が行われる際はこの規則を適用するものとする。

別表1

役 職	報 酬 等
評議員	評議員会出席報酬等 3,000 円
議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席報酬等 3,000 円